

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年3月16日26県住第4897号及び平成27年3月16日26県住第4898号で行った公文書部分開示決定（以下前者を「本件決定1」、後者を「本件決定2」という。）並びに平成27年2月13日26県住第4740号-2で行った公文書非開示決定（以下「本件決定3」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書等の開示決定状況

(1) 本件決定1について

異議申立てに係る対象公文書は、県営〇〇住宅の管理人名簿（以下「本件公文書1」という。）である。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、本件公文書1のうち、住宅コード、入居日、高額（所得者該当の有無）、滞納（の有無）、自宅TEL及び勤務先TELの欄に記載されている情報については、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定1を行った。

(2) 本件決定2について

異議申立てに係る対象公文書は、平成23年から平成26年までの全県営住宅の管理人手当支払一覧表（以下「本件公文書2」という。）である。

実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件公文書2のうち、住所の欄に記載されている情報については、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定2を行った。

(3) 本件決定3について

異議申立てに係る対象文書は、県営住宅管理人が任命された際に実施機関に提出する報酬等の受け取りのための銀行口座登録用紙のひな型（以下「本件文書」という。）である。

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず存在しないとして、条例第11条第2項の規定により、本件決定3を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1、本件決定2及び本件決定3の

取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ア 異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、平成26年1月22日付けで本件公文書1及び本件公文書2の、平成27年1月29日付けで本件文書の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成27年2月13日付けで本件決定3を、同年3月16日付けで本件決定1及び本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ウ 異議申立人は、平成27年4月1日付けで、本件決定1、本件決定2及び本件決定3を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

- ア 部分開示では、県営〇〇住宅の1～4棟のどれか不明なままであり、全面開示を求める。
- イ 県営住宅課の〇〇〇〇管理係長の傲慢な態度の公務員不適格としかいいようのない、短絡的で幼稚な、別の開示請求に対する教示の文書が添付されている。

(2) 本件決定2について

- ア 部分開示では、県営住宅名の明示がないため、全面開示を求める。
- イ 〇〇係長の傲慢な態度の公務員不適格としかいいようのない、短絡的で幼稚な、別の開示請求に対する教示の文書が添付されている。

(3) 本件決定3について

- ア 県営住宅管理人に対する支払を銀行口座に振り込んでおり、書類が存在しないというのは、〇〇係長らの私への嫌がらせの悪意に満ちた隠ぺい行為である。
- イ 〇〇係長は公務員不適格であり、私に対する不法行為である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定1、本件決定2及び本件決定3を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

県営住宅管理人は、福岡県営住宅管理人設置要綱（平成10年4月3日決裁。以下「要綱」という。）第3条により、知事が任命するものであり、管理人名簿は、県営住宅ごとに、年に二度作成している。

県営〇〇住宅の管理人名簿には、管理人の居住団地及び居室番号を示す住宅コード、管理人氏名、県営住宅への入居日、任命日、構造、受持戸数、入居戸数、空家戸数

、福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第29条第2項に規定する高額所得者か否か、同条例第41条第1項第2号に規定する滞納があるか否か、管理人の自宅電話番号及び勤務先電話番号等が記載されている。

当該名簿のうち、住宅コード、入居日、高額（所得者該当の有無）、滞納（の有無）、自宅TEL及び勤務先TELの欄に記載されている情報については個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とする本件決定1を行った。

(2) 本件決定2について

管理人手当支払一覧表には、団地コード、管理人DBソートキー部、管理人氏名、任命年月日、解任年月日、管理戸数、手当額、税額、支払額、管理人住所等が記載されている。

当該一覧表のうち、住所の欄に記載されている情報については個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とする本件決定2を行った。

(3) 本件決定3について

知事は、県営住宅管理人に対し、要綱第9条の規定により、管理戸数に応じて報酬を支払うが、その支払方法には二通りある。

県営住宅家賃を口座からの引き落としで納付している県営住宅管理人に対しては、当該口座へ報酬を振り込む「口座振込」の方法で、一方、納付書で家賃を納付している県営住宅管理人に対しては、県からの通知文書を銀行窓口へ持って行き報酬を受け取る「送金払」の方法で支払っている。

県営住宅家賃の口座振替登録は、福岡県営住宅条例第63条の規定により、県営住宅管理の指定管理者である福岡県住宅供給公社（以下「公社」という。）が行っており、実施機関には銀行口座登録用紙は存在しないことから、本件決定3を行った。

6 審査会の判断

(1) 県営住宅管理人について

県営住宅とは、県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅等をいい、福岡県においては218の団地を整備している。

県営住宅管理人は、福岡県営住宅条例施行規則（平成9年福岡県規則第79号）第38条及び要綱第3条の規定により、県営住宅入居者であって、住宅管理を行う能力を有すること等の要件を満たす者のうちから、知事が任命する。

県営住宅管理人の職務は、①住宅施設の状況の把握、②施設の異常箇所の報告、③入居者の異動の把握、④退去者からの連絡中継ぎ及び退去立会、⑤共用施設の鍵

の管理とされている（要綱第7条）。

知事は、県営住宅管理人に対し、当該職務に対する報酬として、県営住宅管理人が管理する戸数1戸につき月額85円を支給している（要綱第9条）。

このように、県営住宅管理人は、知事により任命され、県の事務（県営住宅等の管理）を職務として行い、その対価として報酬を支給されていることから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している。

(2) 県営住宅の維持管理業務について

福岡県営住宅条例第63条の規定により、県営住宅等の管理業務のうち、①入居者の公募、②県営住宅の入居の手續及び退去の手續、③家賃及び使用料の収納、④県営住宅及び共同施設の維持管理等に関する業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である公社が行っている。

なお、県営住宅入居者が家賃を納付する方法は次の二通りあり、納付に当たっての手續は、家賃等の収納業務として公社が行っている。

ア 口座振替

県営住宅入居者は、公社が交付する口座振替の専用用紙を金融機関に提出し、口座振替の手續を行う。手續終了後、金融機関は専用用紙の控えを公社に送付する。

イ 納付書払

県営住宅入居者は、公社が交付する納付書により納付する。

(3) 県営住宅管理人に対する報酬の支払方法について

実施機関は、県営住宅管理業務を円滑かつ効率的に遂行することを目的として、県営住宅管理システム（以下「システム」という。）を構築している。システムは、実施機関と公社で利用されており、公社は、家賃等の収納業務において入手した情報等をシステムに反映させている。

実施機関は、システムに登録された情報を基に、県営住宅管理人に対して、4月分から9月分までの報酬を10月に、10月分から3月分までの報酬を4月にまとめて支払っている。

(4) 本件公文書等の性格及び内容について

ア 本件公文書1について

実施機関は、要綱第3条の規定により知事が任命した県営住宅管理人について、県営住宅ごとに名簿を作成しており、本件公文書1は、県営〇〇団地の管理人名簿である。

本件公文書1には、管理人の居住団地及び居室番号を示す住宅コード、管理人名

、県営住宅への入居日、任命日、構造、受持戸数、入居戸数、空家戸数、福岡県営住宅条例第29条第2項に規定する高額所得者該当の有無、同条例第41条第1項第2号に規定する滞納該当の有無、当該管理人の自宅電話番号及び勤務先電話番号等が記載されている。

イ 本件公文書2について

実施機関は、前述の6の(1)及び(3)のとおり、県営住宅管理人に対し、報酬を支給しており、その際に管理人手当支払一覧表を作成する。

本件公文書2は、平成23年から平成26年までの全県営住宅の管理人手当支払一覧表である。

本件公文書2には、団地コード、管理人DBソートキー部、管理人氏名、任命年月日、解任年月日、管理戸数、手当額、税額、支払額、管理人住所等が記載されている。

ウ 本件文書について

本件文書は、県営住宅管理人が任命された際に実施機関に提出する報酬等の受け取りのための銀行口座登録用紙のひな型である。

(5) 本件公文書1及び本件公文書2に記載された情報の条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

(7) 条例第7条第1項第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

(イ) 本号ただし書ハは、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報情報を例外的に開示すべきとしたものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。

(ウ) 本号ただし書イは、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人情報に該当する場合であっても、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、ただし書により、同号

の非開示情報から除くこととしたものである。

公にされている情報とは、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。また、公にすることが予定されている情報とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。

イ 該当性の判断

(7) 本件公文書1について

a 本件公文書1に記載された住宅コード、管理人名、入居日、任命日、受持戸数、入居戸数、空家戸数、高額（所得者該当の有無）、滞納（の有無）、自宅TEL及び勤務先TELの欄等に記載されている情報は、その全てが一まとまりの個人情報を構成している。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、管理人名、任命日、受持戸数、入居戸数及び空家戸数の欄等に記載されている情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

b 本件公文書1で実施機関が非開示とした住宅コード、入居日、高額、滞納、自宅TEL及び勤務先TELの欄に記載されている情報（以下「非開示情報1」という。）は、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。

c また、非開示情報1のうち、住宅コードの欄に記載されている情報に含まれる当該管理人の居室番号及び自宅TELの欄に記載されている情報は、当該住宅に居住する住民の一部には知り得る情報であるが、そのことをもって現に公衆が知り得る状態であるとまでは言えないため、本号ただし書イには該当しない。

d さらに、非開示情報1は、本号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 本件公文書2について

a 本件公文書2に記載された団地、管理人DBソートキー部、氏名、任命年月日、解任年月日、管理戸数、手当、税額、支払額及び住所の欄等に記載されている情報は、その全てが一まとまりの個人情報を構成している。これらの情報

は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、管理人DBソートキー部、氏名、任命年月日、解任年月日、管理戸数、手当、税額及び支払額の欄等に記載されている情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- b 本件公文書2で実施機関が非開示とした住所の欄に記載されている情報（以下「非開示情報2」という。）は、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。
- c また、非開示情報2は、当該住宅に居住する住民の一部には知り得る情報であるが、そのことをもって現に公衆が知り得る状態であるとまでは言えないため、本号ただし書イには該当しない。
- d さらに、非開示情報2は、本号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が、条例第7条第1項第1号に該当するとして部分開示とした本件決定1及び本件決定2は、妥当である。

(6) 本件文書の存否について

ア 実施機関は、「県営住宅家賃を口座からの引き落としで納付している管理人に対しては、報酬を当該口座へ振り込む『口座振込』で支払っているが、口座振替登録は、県営住宅管理の指定管理者である公社が行っているため、実施機関には銀行口座登録用紙は存在しない」旨説明している。

イ 前述の6の(2)及び(3)のとおり、県営住宅家賃の収納に関する業務は公社が行っており、実施機関は、公社がシステムに登録した県営住宅家賃を引き落とす口座情報を基に、県営住宅管理人に対して報酬を支給している。

したがって、県営住宅管理人が任命される際に県に提出する報酬等受け取りのための銀行口座登録用紙のひな型は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点はない。

ウ また、当審査会が実施機関の執務室に赴き、県営住宅管理人の任命及び報酬に係る文書ファイルを見分したところ、銀行口座登録用紙のひな型は存在しなかった。

以上のことから、実施機関が、本件文書の不存在を理由に非開示とする本件決定3を行ったことは、妥当である。

(7) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。